

解說編





第1章 はじめに

I 策定の趣旨、性格、位置づけ

【策定の趣旨、性格】

団塊の世代が全て75歳以上となる平成37年(2025年)に向けて、後期高齢者の増加とともに要介護高齢者が増大し、少子高齢化の更なる進行や世帯構成の変化などにより、福祉・介護サービスのニーズの増大が見込まれます。

高齢者福祉分野では、医療的ニーズの高まり、認知症高齢者の増加、施設入所者の重度化への対応等のため、量、質ともにサービスの充実が必要です。

児童福祉分野では、平成27年から子ども・子育て支援新制度が施行され、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを一層進めるため、子育て支援サービスの充実が求められています。

障害者福祉分野では、平成25年に障害者総合支援法が施行され、障害者の自立や社会参加促進のため、相談支援体制の充実や専門性の高い人材の確保が求められています。

高度化・多様化する福祉・介護ニーズに対応するためには、福祉・介護サービスを支える人材をしっかりと確保し、養成していく必要があります。

一方で、生産年齢人口は減少局面に入り、経済状況の好転に伴う福祉・介護業界から他産業への人材流出の懸念があるほか、青森県においては県外への人口流出の影響も大きい中、福祉・介護業界の有効求人倍率^(※1)は全産業を大きく上回って推移し、福祉・介護業界と他産業との人材獲得競争は今後ますます激化することが予想されます。

介護保険分野では、制度維持のために介護報酬^(※2)の抑制基調が続く状況にあるものの、福祉・介護事業者は経営の効率化とともに、処遇改善やキャリアパス^(※3)の構築等による魅力ある職場づくりの取組を進め、自ら積極的に情報発信するとともに、採用戦略に基づく活動を行い、求職者や利用者から選ばれる事業者となることが求められます。

青森県の福祉・介護人材の安定的な確保及び定着を進めるためには、行政、福祉・介護事業者、事業者団体、従事者、職能団体、福祉・介護人材養成施設等、関係主体が一体となり、それぞれの役割や取り組むべき基本的方向性を認識し、適切な役割分担のもとに、A L L 青森の推進体制で協働して取組を進めていくことが重要です。

このグランドデザインは、平成27年2月25日付けで国が示した「2025年に向けた介護人材の確保～量と質の好循環の確立に向けて～」(社会保障審議会福祉部会 福祉人材確保専門委員会報告書)を踏まえ、青森県の今後の福祉・介護人材の確保定着を総合的・計画的・かつ全県的な体制で推進していくため、その基本的考え方と施策の推進の方向性を示すことを目的に策定するものです。

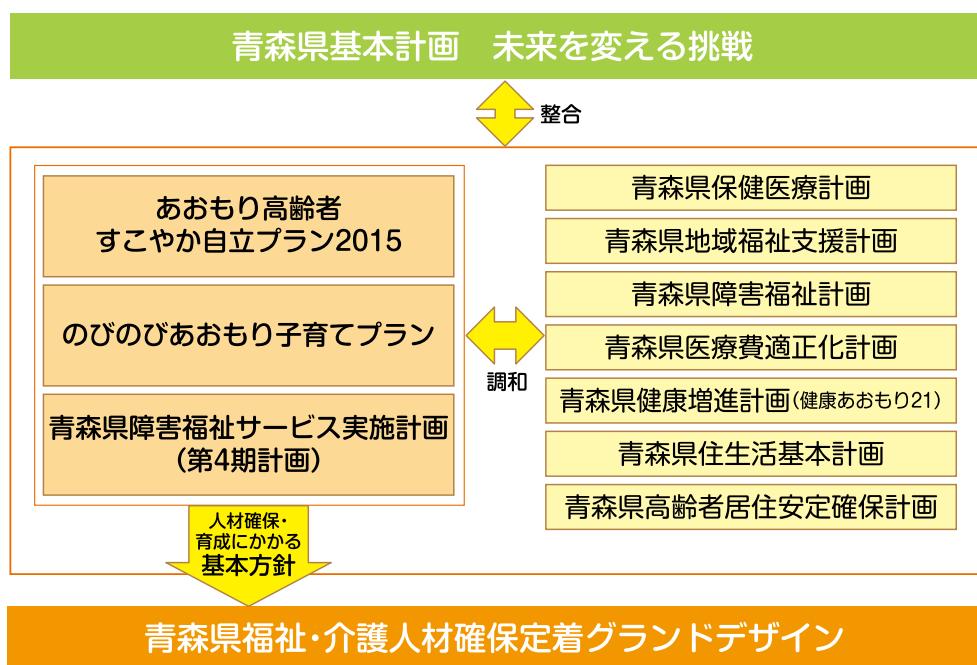


【位置づけ】

高齢者福祉分野では、第6期介護保険事業支援計画(平成27～29年度の3カ年計画)において、平成37年の介護人材の需給推計を行い、課題を明らかにした上で、中長期的な視点を持って介護人材等の確保に取り組むこととされております。このため、このグランドデザインは「あおもり高齢者すこやか自立プラン2015」における「質の高い介護人材の確保・育成」に関する内容と整合性を図っています。

児童・障害の各分野においては、「のびのびあおもり子育てプラン」及び「青森県障害福祉サービス実施計画(第4期計画)」で掲げる「人材の確保・育成」に関する内容と整合性を図っています。

これらの計画に基づく具体的な取組を、関係主体が一体となって進めるため、福祉・介護人材の確保・育成にかかる基本方針としてこのグランドデザインを定めるものです。



II 目標年次

団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となり、福祉・介護ニーズの増大が見込まれる平成37年(2025年)を目標年次とします。

ただし、国の福祉人材確保指針(※4)等の改定の状況を見ながら、必要に応じて内容を見直すこととします。

III 策定後の推進・点検体制

グランドデザインで目指す方向性に基づき、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉の各分野で設置する協議会等において、具体的な取組について検討するとともに、目標の達成状況や事業の進捗状況等について点検・評価し、その結果を翌年度以降の効果的な取組の実施につなげていきます。

第2章 概況

I 人口構造

国立社会保障・人口問題研究所(※5)の推計によると、青森県の65歳以上の老人人口の割合は平成37年まで増加する一方、生産年齢人口は減少すると推計されています。(図1)

青森県の高齢化率は、平成22年は25.8%(全国18位)でしたが、平成52年には41.5%(全国2位)となることが推計されており、他県以上に速い速度で高齢化が進むことが見込まれています。(図2)

今後、人口構成が変動する中においても、福祉・介護サービスの量と質を確保していくため、福祉・介護サービスを支える人材の確保と養成は喫緊の課題です。

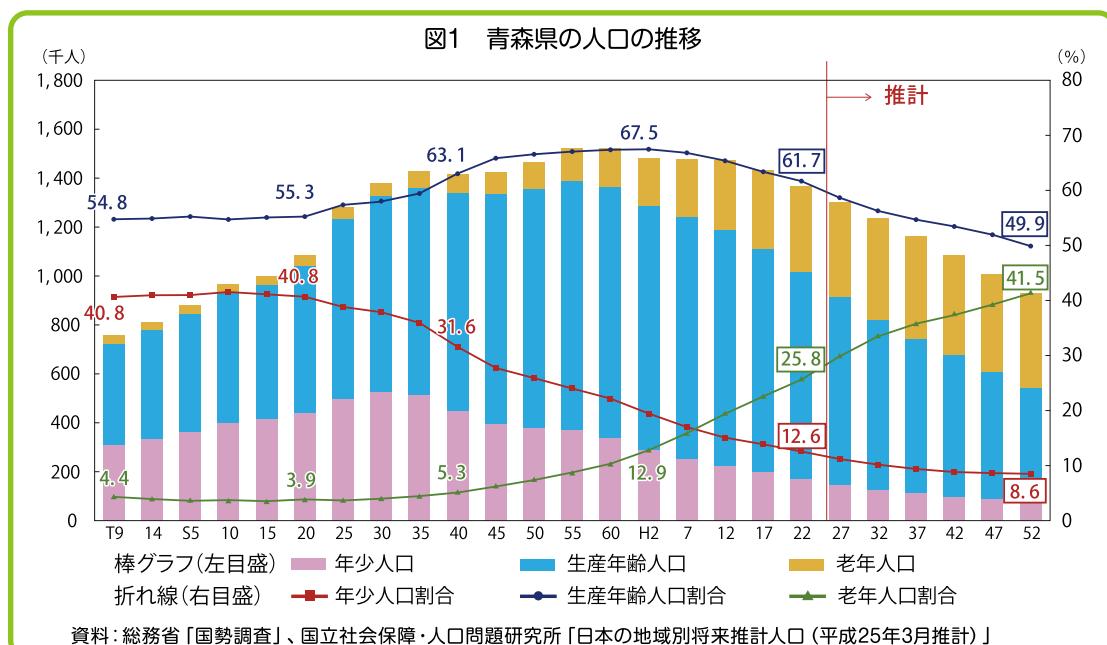


図2 高齢化率の推計

平成22年 国勢調査			平成52年 推計人口 (国立社会保障・人口問題研究所)		
順位	都道府県名	高齢化率	順位	都道府県名	高齢化率
1	秋田県	29.6	1	秋田県	43.8
2	島根県	29.1	2	青森県	41.5
3	高知県	28.8	3	高知県	40.9
4	山口県	28.0	4	北海道	40.7
5	山形県	27.6	5	徳島県	40.2
...		全国平均	36.1
18	青森県	25.8			
	全国平均	23.0			
		(%)			(%)

30年後

H27.2.1現在
28.7%



II 産業別就業者数、県内の雇用情勢

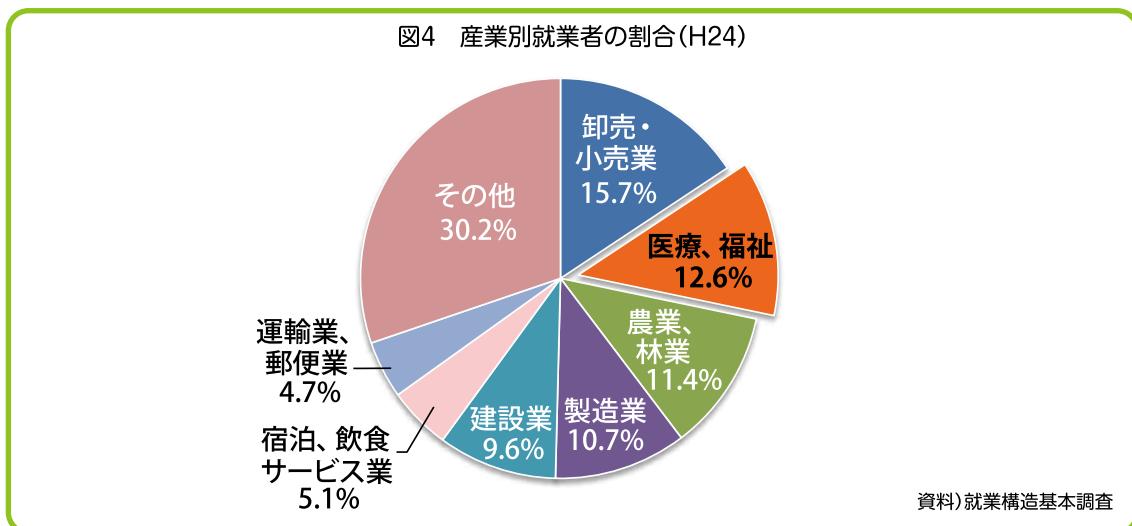
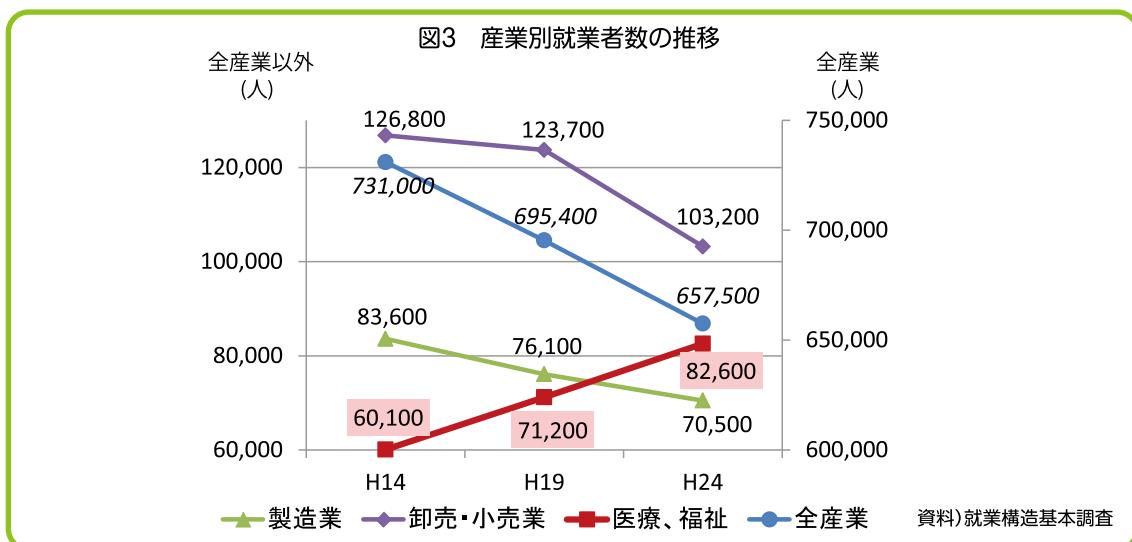
【産業別就業者数】

青森県の就業者数は、リーマンショック(※6)が発生した平成20年以降減少し、産業別でも「製造業」「卸売・小売業」等ほとんどの産業で減少しています。一方「医療、福祉」は、リーマンショック後も増加が続いており、景気に左右されない安定した産業であることがわかります。(図3)

全産業に占める「医療、福祉」の就業者数の割合は、平成19年度は10.5%でしたが、平成24年度には12.6%へと伸びて、「卸売・小売業」の15.7%に次いで2番目となっています。(図4)

「卸売・小売業」の就業者数は減少傾向にあるものの、「医療、福祉」の就業者数に関しては今後も増加が見込まれます。

福祉・介護業界において雇用管理改善等により魅力ある職場づくりを進めることは、やりがいと誇りを持って働くことができる良質な雇用の場の増加につながり、若者の県外流出防止、経済的不安を持たずに結婚できる若者の増加、ひいては地域の活性化や人口減少対策にもつながる重要な取組であると考えられます。





【県内の雇用情勢】

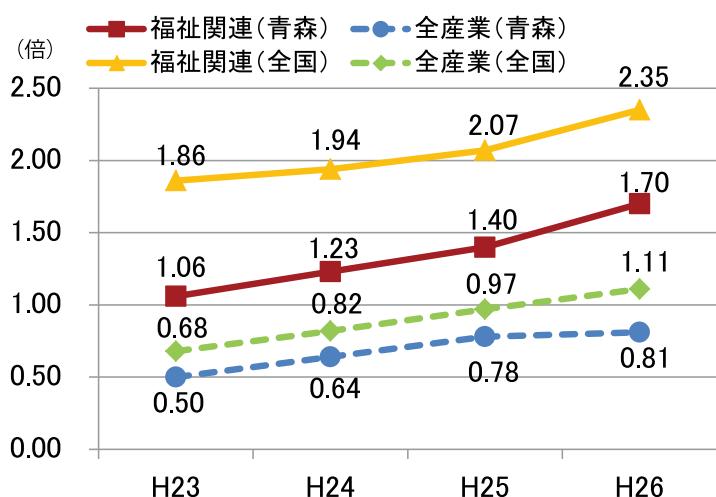
青森県の有効求人倍率は全国と比較すると全体的に低い傾向にあります。

しかし、青森県の福祉関連の有効求人倍率は、青森県の全産業と比較して高い水準で推移しています。平成26年度の有効求人倍率は、県内の全産業では0.81であったのに対し、福祉関連は1.70であり、全産業の2倍以上という高水準となっています。(図5)

また、平成26年度介護労働実態調査(介護労働安定センター(※7)実施)では、「従業員の過不足の状況」について、「不足感がある」と回答した事業所が50%となっており、このうち72.5%の事業所が「採用が困難である」ことを不足の理由として挙げています。(図6)

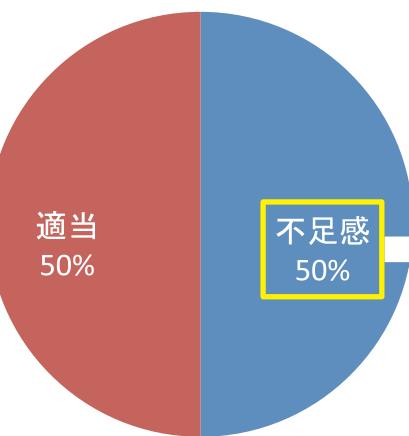
福祉・介護事業者は、職員採用のビジョンを明確に持ち、一般企業と同様に早期の求人告知を行い、自施設の魅力(らしさ・ウリ)を磨き、採用専用のツール(ホームページ、パンフレット等)を活用して積極的にPRする等、人材採用に向けた取組を進める必要があります。

図5 有効求人倍率の推移



資料)厚生労働省「職業安定業務統計」を特別に集計したもの

図6 従業員の過不足の状況、不足理由



不足している理由
(複数回答)

- 採用が困難 72.5%
- 事業拡大したいが
人材確保できない 25.5%
- 離職率が高い 17.6%

資料)平成26年度介護労働実態調査(青森県版)



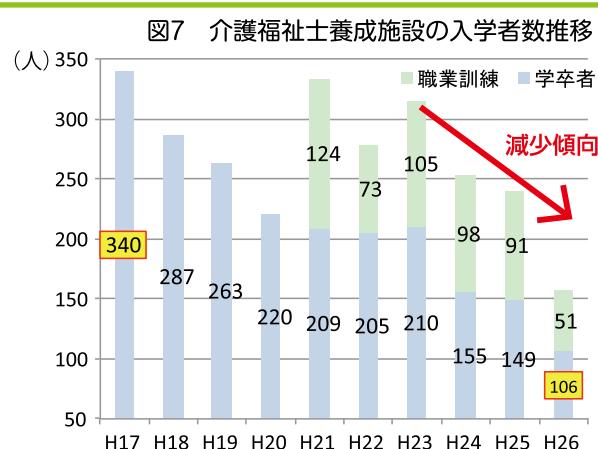
III 養成施設の状況、資格登録者数

【養成施設の状況】

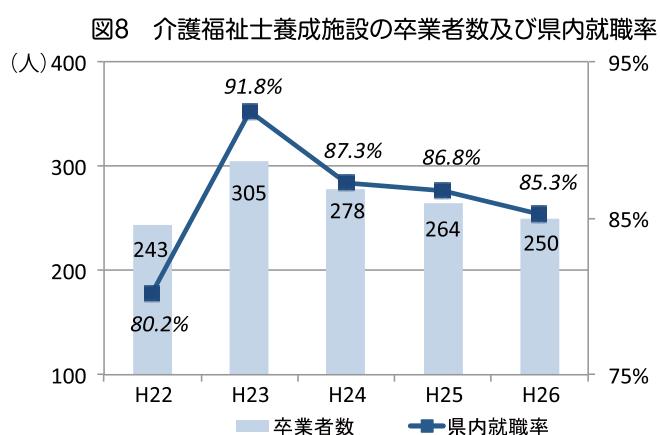
青森県には、介護福祉士(※8)養成施設(※9)7校、保育士養成施設(※10)7校があります。

養成施設には、新規学卒者のか離職者等の再就職訓練(公共職業訓練(※11))による入学者がいますが、介護福祉士養成施設ではいずれも減少傾向にあり、特に新規学卒の入学者が減少しています。(図7)

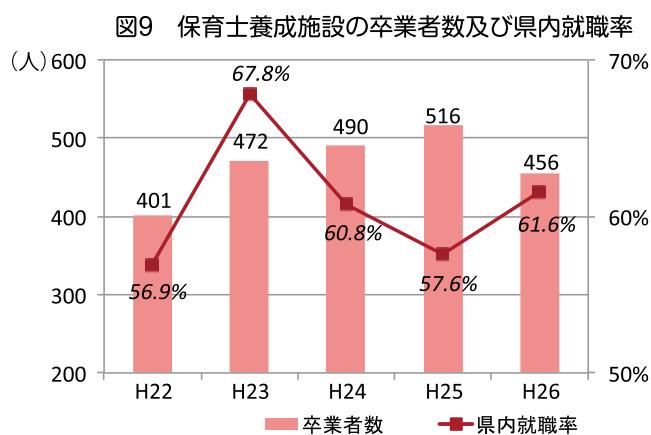
卒業者の県内就職率を見ると、介護福祉士養成施設は約8割、保育士養成施設は約6割であり、特に保育士の県内就職を促進することが必要です。(図8、9)



資料)青森県の職業能力開発、
健康福祉政策課調べ



資料)青森県の職業能力開発、
健康福祉政策課調べ



資料)健康福祉行政の概要

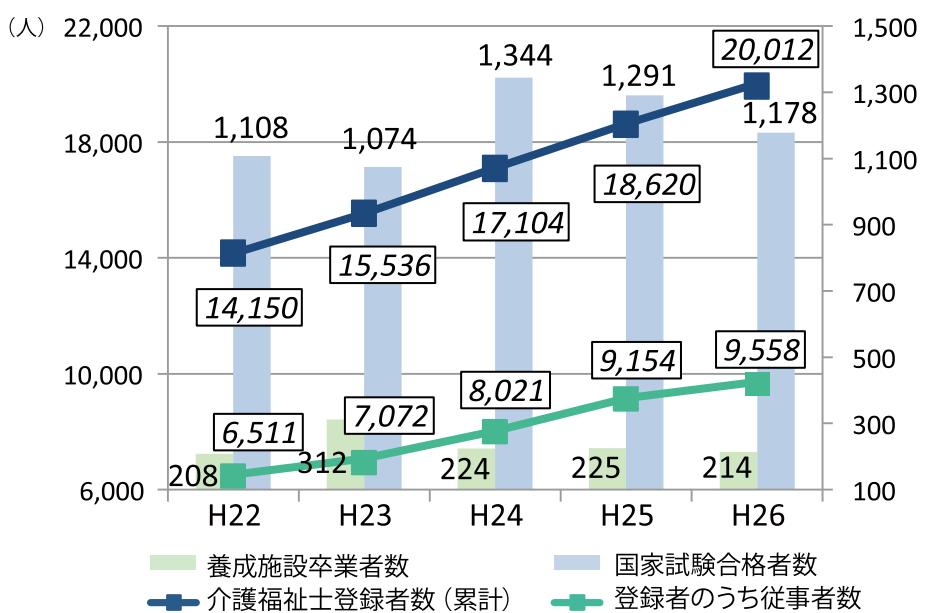


【資格登録者数】

青森県における介護福祉士登録者数は、毎年約1,400人程度増加していますが、登録者のうち介護サービス事業所・施設における従事者は約半数となっています。(図10)

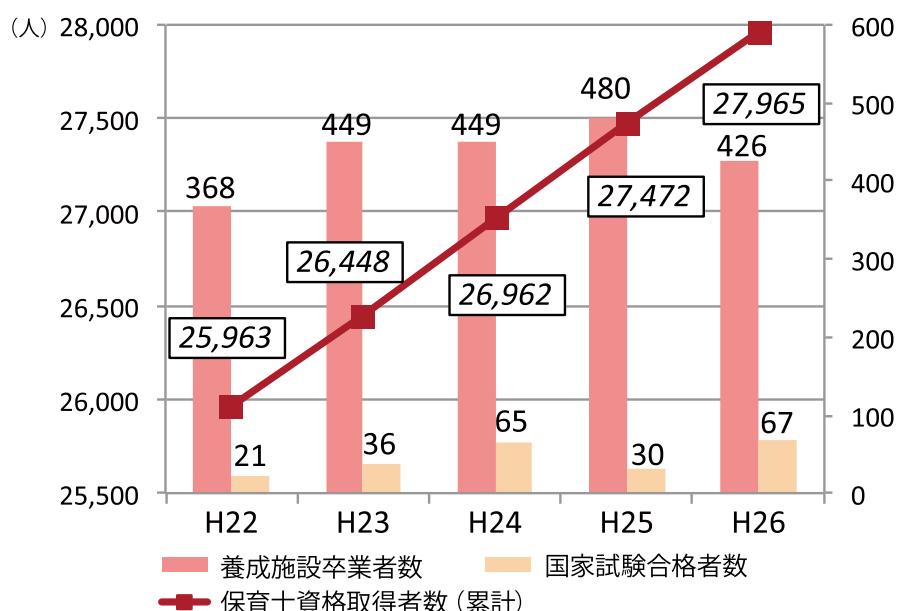
保育士資格取得者数は毎年約500人程度増加していますが、保育所等における保育士確保は困難な状況となっています。(図11)

図10 介護福祉士登録者数



資料)社会福祉振興・試験センター(※12)「登録者数の状況」、介護サービス施設・事業所調査、健康福祉政策課調べ

図11 保育士資格取得者数



注)保育士資格は、養成施設卒業または国家試験合格により取得できる。

資料)健康福祉行政の概要

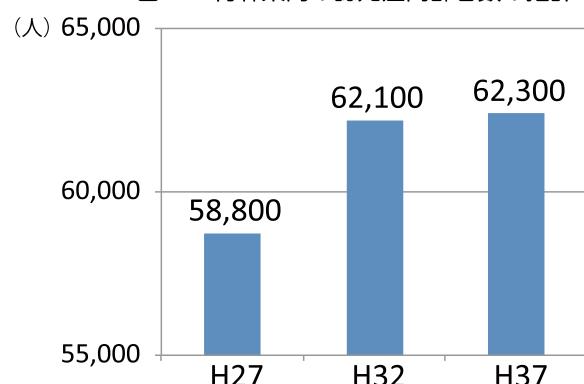


IV 福祉・介護サービスのニーズの高度化

平成27年1月に策定された「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」によると、わが国の認知症の人の数は、平成24年時点で65歳以上の高齢者の約7人に1人と推計されていますが、平成37年には約5人に1人にあたる62,300人に増加すると見込まれています。(図12)

認知症の症状や進行の状況に応じた適切なサービスが提供されるよう、認知症介護に対応できる人材の確保・育成を進めていく必要があります。

図12 青森県内の認知症高齢者数の推計

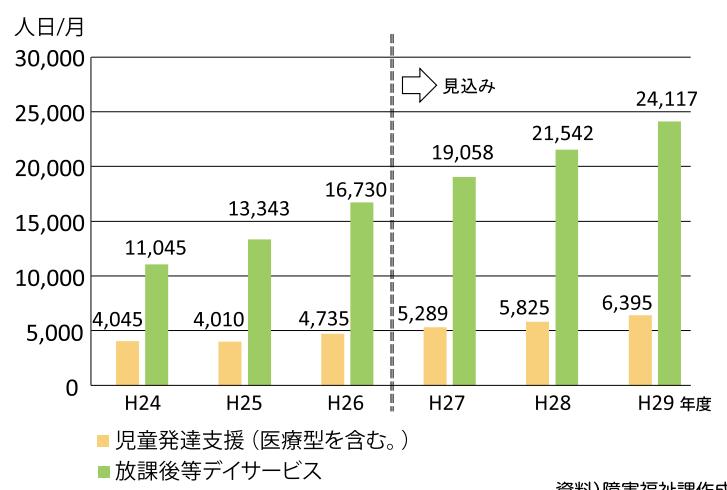


資料)あおもり高齢者すこやか自立プラン2015

一方、障害福祉サービス分野においては、平成26年度の青森県の児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用量が、平成24年度と比較して、児童発達支援で約1.2倍、放課後等デイサービスで約1.5倍となっており、今後も増加していく見込みとなっています。(図13)

また、発達障害者支援センターにおける相談人数も伸びており(図14)、今後、事業所等においては、発達障害や、発達障害の中でも突発的な他害や自傷を伴う強度行動障害等に対応できるよう、専門的な知識・経験を有する人材を確保・育成していく必要があります。

図13 児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用量の推移



注:平成24年度から平成26年度までは各年度3月の実績、平成27年度から平成29年度までは「青森県障害福祉サービス実施計画(第4期計画)」における見込量である。

図14 発達障害者支援センターにおける相談人数

